

■用語の説明

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人、婚約者、同棲相手、前夫など現在あるいは以前に親密な関係にある(あった)男性から女性に対してふるわれる暴力をいう。ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)は、直訳すれば「家庭内暴力」であるが、日本の場合、1980年代に表面化した子どもから親に対する暴力をさす言葉として用いられた背景があり、これと区別するためにドメスティック・バイオレンスあるいはDVと使われている。

また、暴力とは、国連における「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」[※]で定義されるものをすべて含む。

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、第1条で女性に対する暴力を「性に基づく暴力であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛(かかる行為の威嚇を含む)、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるもの」と定義している。

【ジェンダー】

男女の性差には、その国・地域、時代によって社会的、文化的に作られた性差があり、生物学的な性差(sex)と区別してジェンダー(gender)という。「男が主で、女は従」や「男は仕事、女は家庭」のように性別によってふさわしいとされるふるまい方や役割を固定的にあてはめることにより、成長の過程で身につける性差をさす。

【夫(妻)・パートナー】

夫(妻)・パートナーとは、夫、妻、前夫、前妻、同棲相手、恋人、元恋人など、結婚しているかどうか、同居しているかどうかに関わらず、一定期間親しい関係にある(あった)異性のことをいう。

<暴力の種類>

【精神的暴力】

無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど女性の自尊心を傷つけ、無力な存在であることを信じさせることで女性を支配しようとする行為。

【社会的暴力】

交友関係や電話、手紙などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させな

いなど社会に参加しようとする女性の意欲に対して、社会との関係を断絶させようとする行為。

【経済的暴力】

生活費を渡さない、「だれのおかげで、食べられるんだ」と言う、お金を取り上げたり、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど女性の経済的自由を奪う行為。

【身体的暴力】

なぐる、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど女性に強い恐怖感をいだかせる行為。

【性的暴力】

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要する、暴力的なセックスをするなど女性の性と生殖に対する侵害、無関心、責任放棄をいう。